

# 知っておきたい教育法令

## 判例紹介(2)

### 一、いわき中央高校生溺死事件

#### (一) 事実の概要

昭和五十年七月二十七日（日）いわき中央高校（夜間定時制）のA教諭及び同高校三年一組の生徒らがいわき市平農間地内薄磯海水浴場附近の砂浜においてキャンプをしていた際、同クラスの生徒のMが右キャンプの場所の近くの遊泳危険海域で遊泳中、高波と強い引き潮に巻き込まれて溺死した。このため、Mの両親が、本件事故はA教諭の職務遂行の際の過失によって発生したものであるとして県を相手に損害賠償を求めた。

ところで、本件キャンプ実施にいたる経過には次のような事実があった。  
(1) 同年六月初旬ころ、クラスで夏休み中キャンプをしようという話ができた。そこでクラス委員長外一名が責任者となり、ホームルームの時間、自習時間等を利用してクラスの意見をまとめて、同月中ころ参加者の費用でキャンプを行うことに決った。

(2) 同月初旬ころ、キャンプの話しを聞いたA教諭は、学校としてはキャンプを行うことはできない、生徒だけでやるなら先生としては禁止できない旨生徒に対し述べた。（A教諭は当初キャンプに参加しない予定であったが、結局参加することになった。）  
(3) 当時、いわき中央高校においては生徒の私的な校外活動についても事前にこれを把握し、指導するため一定の手続きとをするよう生徒を指導していた。

#### (二) 判決の要旨

本件でも、本件キャンプの実施がいわき中央高校の特別教育活動に当たるか否かが争点となった。判決は「高等

学校の教育課程は文部大臣の定める学習指導要領に準拠し校長が編成するものであるから本件キャンプが特別教育活動であるというためには、いわき中央高校の校長が本件キャンプを教育活動として決定なしし承認したことを見ると「本件キャンプが特別教育活動であることを認めるに足る証拠はない。」  
かえって、前記(1)ないし(4)の事実からみると「本件キャンプが特別教育活動ではなく単にいわき中央高校三年一組の生徒らの自主的な校外活動にすぎない」と判断した。しかしA教諭の本件キャンプ参加行為は「本件キャンプ参加者の保護者からの派遣要請に基づき、校長の承認の下に生徒指導のため本件キャンプに参加したものである。」  
A教諭は、キャンプ当日校長の出張命令を受けず、職務専念義務免除の申請手続きもとらずに参加した。

#### 二、両判決の問題点

(一) 両判決理由に共通していることは

当該キャンプが学校の教育活動に当たるか否かについていずれも校長の決定なしし承認の有無が決定的な要件になつてゐるということである。教育課程に位置づけられている活動がどうか職員の勤務形態等（出張、職務免等）はその判断を左右する要件とはなつていな。その意味では、校外活動を行ふ場合学校が学校の教育活動として明確な責任をもつて行えるような決定、承認手続の整備が要請されると思われる。

(二) 前記一の事件での判決がA教諭のキャンプ参加行為を校外生徒指導であるとしている点には、当日が勤務を要しない日であることや、校長の承認の内容（職務として命ずる趣旨か、単に参加することについて承知したという趣旨等か）が不明確なことからいって疑問なしとしない。しかいすれにせよ、校長の承認には明確性とそれに応じた適切な措置が必要であるとはいえる。